

# 道路改良の經濟的效果に就て

守屋 秋太郎

## 序論 目次

- |              |                      |               |                                |
|--------------|----------------------|---------------|--------------------------------|
| 一、(兵庫縣) 二號國道 | 自大阪府界(阪神國道)至神戸市      | 一一、(鳥根縣) 府縣道  | 今市杵築線                          |
| 二、(滋賀縣) 同    | 甲賀郡山内村地内(鈴鹿峠)        | 一二、(岡山縣) 府縣道  | 岡山西大寺線                         |
| 三、(岐阜縣) 八號國道 | 自岐阜市(岐阜國道)至大垣市       | 一三、(德島縣) 府縣道  | 立江日和佐線                         |
| 四、(山梨縣) 同    | 自南都留郡船津村至東八代郡金生村     | 一四、(高知縣) 府縣道  | 宿毛宇和島線                         |
| 五、(群馬縣) 九號國道 | 自高崎市(以上昭和十一年九月號)至前橋市 | 一五、(熊本縣) 府縣道  | 宇土網津線(以上昭和十七年十月號)              |
| 六、(京都府) 府縣道  | 久多京都線                | 一六、(同) 府縣道    | 自他託郡川尻町至八代郡太田郷村                |
| 七、(兵庫縣) 府縣道  | 伊丹尼ヶ崎港線              | 一七、(同) 二號國道   | 人吉日奈久線                         |
| 八、(埼玉縣) 府縣道  | 忍松山線                 | 一八、(同) 府縣道    | 隈庄出水町線                         |
| 九、(千葉縣) 府縣道  | 吉田大和田線               | 一九、(同) 府縣道    | 木山植木線                          |
| 一〇、(青森縣) 府縣道 | 弘前鱒ヶ澤線               | 二〇、(同) 府縣道    | 河内植木線                          |
| 一一、(福井縣) 府縣道 | 米ノ浦武生線               | 二一、(同) 府縣道    | 自宮崎市樋通五丁目至同市中村町二丁目             |
|              |                      | 二二、(宮崎縣) 三號國道 | 自東臼杵郡岩脇村大字幸脇字幸本至兒湯郡美々津町大字高松字上町 |
|              |                      | 二三、(同) 同      | (以上昭和十一年十一月號)                  |
|              |                      | 二四、(同) 同      | 自東諸縣郡高田町大字浦之名字小崎至同郡同町大字浦之名字山下  |

稅 苑

二五、(宮崎縣) 府縣道 宮崎熊本線(以上昭和十七年三月號)

二六、(同) 府縣道 椎葉細島港線

二七、(和歌山縣) 府縣道 父鬼名手線(未記載)

二八、(同) 府縣道 瀧神南部線(以上一月號)

二九、(同) 府縣道 川上御坊線

三〇、(大阪府) 二號國道 自大阪市旭區内代町至大阪府北河内郡檉葉村(府界)

三一、(同) 同 自大阪市此花區上福島中五丁目至同市西淀川區佃町(兵庫縣界)

三二、(同) 府縣道 大阪池田線

三三、(同) 府縣道 大阪枚岡線(以上本月號)

三四、(同) 府縣道 大阪奈良線

三五、(同) 府縣道 天王寺堺線

(二九)

路線名 府縣道 川上御坊線

改良區間 和歌山縣日高郡船着村、川上村地内

延長 大、四九九米九一

有效幅員 三米

路面構造 砂利道

工費 九九、九四〇圓

竣功年月 昭和七年十二月一日

改良に因る效果

貨物運賃低下に因る利益

一ケ年 二五、六五〇圓

算出の基礎

イ、米穀運賃低下 五、一三〇圓

本路線改良前に於ける物資は、御坊町船着村間は牛馬車、船着村川上村間は川舟に依つて輸送をなしたるも、本路線の改良に因り貨物自動車に依る物資の輸送可能となりたる爲從來穀一俵につき九二錢の運賃を要したるも、改良後に於ては、三五錢となり、三七錢の減少を見るに至れり。今御坊町より川上村方面に輸送さるゝ米穀一ケ年九千俵と算定するときは運賃の低下に依る此の利益一ケ年五、一三〇圓となれ。

ロ、木炭運賃低下 四、三二〇圓

改良前に於ては一〇「キロ」入一俵一一錢を要し

たるも五錢に低下したため一ヶ年の輸送高七萬二千俵に對する運賃低下利益四、三二〇圓となれり

延 長 二四、四八二米  
有效幅員 二七米二七乃至九米

へ、雜貨雜品運賃低下

路面構造 車道 膠石鋪裝但し淀川堤防上は「シートアス  
フアルト」  
歩道 砂利敷

改良前に於ては、雜貨一貫及七錢雜品一貫及六錢

工 費 三、四三九、九四〇圓

を要したるも、雜貨は三錢五厘、雜品は三錢に低下

竣功年月 昭和八年五月

したるため雜貨の輸送高一ヶ年四十三萬二千貫雜

改良に因る效果

品三萬六千貫に對する運賃低下に因る利益一六、

(一) 自動車運轉經費の軽減による利益

二〇〇圓となれり。

一ヶ年 八九〇、六〇〇圓

其の他金額に算出し得ざる利益

算出の基礎

一、貨物自動車に因る爲め物資輸送の所要時間短縮

本路面改修前後に於ける自動車運轉經費を比較調査

一、販賣市場の擴大と産業の開發

するに次の如し。

一、文化の發展

一、交通利便の増大

(三〇)

路線名 二號國道

自大阪市旭區内代町  
至大阪府北河内郡樟葉村(京都府界)

改良區間

種 類	一日交通車臺數	改良前 (砂利道)				改良後 (膠石又ハシート) アスファルト)				一ケ年比 較節約額
		距離	延走行距離	一臺一籽當經費	一ケ年經費	距離	延走行距離	一臺一籽當經費	一ケ年經費	
乗 用 車	三四	二五・六 <sup>籽</sup>	八・九七 <sup>籽</sup>	〇・三六 <sup>円</sup>	四七・五〇 <sup>円</sup>	二四・四 <sup>籽</sup>	八・四二 <sup>籽</sup>	〇・一〇〇 <sup>円</sup>	三三・〇〇 <sup>円</sup>	
貨物自動車又 ハ乗合自動車	一、四七	二五・六	三四・九五	〇・七六	三、五二、〇〇	二二・四	三、九三	〇・三三三	二七、四、九七	
計					三、九六、六四五		三、九三	〇、七〇八、〇四	八〇、六〇〇	

註 一臺一籽當經費は第七回國際道路問題調査第三部委員會調査報告二五頁による。

以上に依りてみるに即ち、本區間改良前に於ける砂

(二) 自動車運轉時間の短縮に因る利益

利道を走行する自動車一臺當り一籽に要する運轉經費は乗用自動車の一二錢八、貨物自動車又は乗合自

算出の基礎  
一ケ年 四三二、一六〇圓

動車二七錢八なりしも、改良により路面構造を膠石又は「シートアスファルト」の舗装となしたる結果

本改良區間を走行すを自動車數は(乗用自動車貨物自動車、乗合自動車を含む)一日一、六九一臺なり。

は右に要したる運轉經費は乗用自動車にありては一

今本路線の路面改造に依り短縮し得る時間を一時間と算定するときは、延短縮時間一、六九一時間に

〇錢九、即ち一錢九の輕減となり、貨物自動車又は乗合自動車にありては二錢七九即ち五錢〇一の輕減をみるに至りため本改良區間を走行する自動車數

を七〇錢と算定する時は此れが利益一ケ年四三二、一六〇圓となれり。

を一、六九一臺と算定するとき此の利益一ケ年八九

註 一時間一臺に對する利益額は一ケ月自動車固定費

〇、六〇〇圓となれり。

(倉庫費、税金、人件費、保險費)を一ケ月延運轉

時間にて除したるものとす。

(三) 沿線地價騰貴に因る賃賃料増收の利益

一ケ年 一九五、一〇九圓

算出の基礎

道路の改良に因り沿道關係市町村に於ける土地價格の必然的に騰貴をみるに至れる事實に付きては既に屢々論述せるところであるが、本路線の改良に因りてもその地價は必然的に騰貴せるのみならず、尙土地價格の騰貴は、土地の賃賃料に於ても亦必然的に騰貴をみるに至れり。此をみるに大體次の如し

土地價上り推定金額		賃賃料増收額	
面積	値上金額	上記ノ内賃賃料増額	賃賃料増收額
一七、三〇〇 坪	一〇七、九、八〇〇 円	一、五、一、九七〇 円	三、四、三、五七 円
四、五、〇〇〇 坪	八、五、〇〇、〇〇〇 円	八、五、〇〇、〇〇〇 円	六、一、三、四〇 円
三、一、四〇〇 坪	三、四、〇〇〇 円	—	二、五、三三 円
六、二、〇〇〇 坪	六、四、七、〇一〇 円	—	—
三、一、〇〇〇 坪	六、三、〇〇〇 円	—	—
計	—	—	一、五、一、〇九 円

既 苑

一ケ年一九五、一〇九圓の利益となれり。

註 増收算定の範圍は片側道路幅員の二〇倍をとれり

右(一)(二)(三)の合計 一、五一七、八六九圓

其他金額に算出し得ざる利益

一、路面鋪裝の爲衛生上の利益増大

一、軌道に於ける平面踏切二ヶ所を廢止したるため交通危険の著しき防止

一、淀川左岸水害防禦

一、軍事上に及ぼす效果甚大

(三)

(三)

路線名 二號國道

改良區間 自大阪市此花區上福島申五丁目 至同 市西淀川區佃島(兵庫縣界)

延 長 四、四五四米

有效幅員 二二米七三乃至二七米二七

路面構造

- 車道 細粒式
- アスファルト (但シ大橋梁ノミハ木塊又ハアスファルト塊トス)
- 歩道 コンクリート塊

工費 六、四九二、七六一圓

竣功年月 昭和二年三月

改良に因る效果

(一) 自動車運轉經費の軽減による利益

一ヶ年 四三七、二七〇圓  
算出の基礎  
本路面改修前後に於ける自動車運轉經費を比較調査するに次し。

種類	一日交通車臺數	改良前 (砂利道)				改良後 (アスファルトコンクリート)				一ヶ年比較節約額
		距離	延走行距離	一臺一ヶ年當經費	經費	距離	延走行距離	一臺一ヶ年當經費	經費	
乗用車	三、〇七	新 四・四	新 三、六七一	円 〇・二六	新 四・四	新 三、六七一	円 〇・三三	新 五、五八九	新 四・四	新 一、八三六・三三
貨物自動車及乗合自動車	四、二七七	新 四・四	新 三、九六一	円 〇・二六	新 四・四	新 三、九六一	円 〇・三三	新 一、八三六・三三	新 四・四	新 四、七二〇
計										

註 一臺一ヶ年當經費は第七回國際道路問題調査第三部委員會調査報告二五頁による。

既に前述せる如く本路線の改良に因りても右の如く一ヶ年四三七、二七〇圓の運轉經費を節減することを得るに至れり。

(二) 自動車運轉時間の短縮に因る利益

一ヶ年 一、〇二三、八二五圓  
算出の基礎

右の如く本改良區間を走行する自動車數は(乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車を含む)一日、八、〇一四臺なり。今本路線の改良に因り短縮し得る時間を〇・五時間と算定するときは、延短縮時間四、〇

一日交通自動車數	短縮時間	延短縮時間	一時間一	一ヶ年利益額
八、〇一四	〇・五時	四、〇一四時	時	一、〇二三、八二五

〇七時となり、一臺一時間の利益を七〇錢とする時は此れが利益一ケ年一、〇二三、八二五圓となれり

註 一時間一臺當り利益額の算出は、一ケ月自動車園定費（倉庫費、税金、人件費、保険費）を一ケ月延運轉時間にて除したるものとす。

(三) 沿線地價騰貴に因る賃貸料増收の利益

一ケ年 九九三、〇〇〇圓  
算出の基礎

本路線の改良に因りても沿線地價の騰貴に伴ひまた賃貸料金の増收を見るに至れり。即ち之が利益額を推定するに次表の如く、

土地値上推定金額	賃貸料増收年額
値上面積 値上金額	上記ノ内賃 賃貸料
1,577,000 円	賃貸料増額 賃收額
50,875,000 円	4% 350,000 円
331,000 円	5% 6,050,000 円
	8% 8,050,000 円
	6% 6,050,000 円
計	933,000 円

註 値上り面積は路幅の一〇倍とす。

一ケ年九九三、〇〇〇圓の増收利益となれり

説 苑

右(一)(二)(三)の合計 二、四五四、〇九五圓  
其他金額に算出し得ざる利益

- 一、自動車機能發揮に依る産業の著しき發展
- 一、軍事上に及ぼす效果甚大

(三) (三) (三)

路線名 府縣道 大阪池田線

改良區間 自大阪市東淀川區中津濱通五丁目(中津運河)左岸  
至大阪府豐能郡池田町吳服橋

延長 一五、三七六米

有效幅員 二七米二七乃至一一米

路面構造 車道 シートアスファルト

大橋梁ハ「アスファルト塊」又一部「アスファルトコンクリート」

工費 七、五八七、二〇九圓

竣工年月 昭和十年八月

改良に因る效果

(一) 自動車運轉經費の輕減による利益

二三

一ヶ年 一二〇、八二五圓

算出の基礎

本路線改修前後に於ける自動車運轉經費を比較調査するに次表の如く

種 類	一日交通 車臺數	改良前 (砂利道)				改良後 (シートアスファルト)				較節約額
		距離	延走行距離	一臺一ヶ年當經費	經費	距離	延走行距離	一臺一ヶ年當經費	經費	
乗用自動車	二九六 <small>臺</small>	五・五六 <small>軒</small>	四六三 <small>軒</small>	〇・二三 <small>円</small>	二五、三五〇 <small>円</small>	二五・三元 <small>軒</small>	四、五三 <small>軒</small>	〇・〇九 <small>円</small>	一八、四四〇 <small>円</small>	三、三三〇 <small>円</small>
貨物自動車及 乗合自動車	六八	五・〇八	九六六	〇・七六	九七、〇五〇	一四・元	九、五五	〇・三七 <small>元</small>	七九、五九〇	一八、六二五
計					一九二、四〇〇				九七、〇三〇	二〇、八五五

即ち改良前の砂利道を運行する場合と「シートアスファルト」に改良後に於ける場合とは、乗用自動車にありては一ヶ年の運轉經費節減は三四、三一〇圓となり、貨物及乗合自動車にありては一八六、五一五圓となり、合計二二〇、八二五圓の利益となれり

註 一臺一ヶ年當經費は第七回國際道路問題調査第三部

委員會報告書二五頁による。

(二) 自動車運轉時間の短縮に因る利益

一ヶ年 一一六、八〇〇圓

算出の基礎

右の如く本改良區間を走行する自動車數は(乗用自動車、貨物自動車、乗合自動車を含む)一日九一四臺なり。今本路線の路面改良に因り短縮し得る運轉時間を〇・五時間と算定するときは、延短縮時間四五七時間となり、一時間一臺の利益を七〇錢とする時は此れが利益一ヶ年一一六、八〇〇圓となれり。

註 一時間一臺當利益額の算出は前述の通り。

(三) 沿線地價騰貴に因る賃貸料増收の利益

一、六年 四六一、六三八圓  
算出の基礎

本路線の改良に因り、沿線地價騰貴に伴ひ賃賃料金の増収せるもの次の如し。

土地値上推定金額		賃賃料増収年額			摘要	
値上面積	値上額	値上金額	上記ノ内債賃料増額	賃賃率	賃賃料増収額	
一、六、八六〇 <small>坪</small>	五〇	九八〇、一〇〇	四九二、五五〇	八%	二九三、七三〇	淀川右岸都市計畫起點 地方貨物線
三、一三三	三〇	三三、三三〇	一〇、一三三	"	八七五	神崎川
四、一七、〇〇〇	一〇	四一七、〇〇〇	四七、七〇〇	"	三、四〇八	都市計畫終點
一、七、〇〇〇	一〇	一七〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	"	二、七六〇	豊中町停留所
二〇、一三〇	八	二二四、〇〇〇	一一、一〇〇	"	八、九六六	池田秦野村界
四、一五〇〇	三	四九、〇〇〇	四、八〇〇	"	三、九八四	池田龜岡線分起點
一〇、七三〇	三	三二、四〇〇	三、九四九	"	一、〇三五	吳服橋終點
計			四六、二〇六			

即ち一、六年の利益四六一、六三八圓となれり。

註 値上面積は路幅の一〇倍とす。

右(一)(二)(三)の合計 七九九、二六三圓

立體交叉に依り、交通事故の著しき減少と、運輸機關の高速化に依る商工業の發展化

其他金額に算出し得ざる利益

三、農産物搬入の利便増加

(四三三)

一、舗装に依り砂塵散亂を防止し保健衛生上の利益

二、鐵道及軌道との平面交叉箇所を減じ、高速車道の

路線名 府縣道 大阪枚岡線

改良區間

自大阪市東成區大今里町至大阪府中河田郡枚岡村

延長

九、一四四米

有效幅員

二七米二七乃至一一米

路面構造

シートアスファルト舗装

工費

一、八四四、八八三圓

竣工年月 昭和十年八月

改良に因る效果

(一) 自動車運轉經費の軽減に因る利益

一ケ年 一二九、八二五圓

算出の基礎

本路線改修前後に於ける自動車運轉に要する經費を比較調査するに次表の如く

種類	一日交通車臺數	改良前 (砂利道)				改良後 (アスファルト)				一ケ年比較節約額
		距離	延走行距離	一臺一杆一ケ年當經費	經費	距離	延走行距離	一臺一杆一ケ年當經費	經費	
乗用自動車	120	10.6 杆	1,490 杆	0.116 円	29,231 円	9.1 杆	1,160 杆	0.102 円	50,214 円	18,668 円
貨物自動車及乗合自動車	39	10.6 杆	3,701 杆	0.326 円	37,574 円	9.1 杆	3,181 杆	0.377 円	24,460 円	11,117 円
計					44,805 円				35,674 円	9,131 円

以上の如く従來の砂利道を「アスファルトコンクリート」に改良舗装せる結果一ケ年の運轉經費節約額は

一ケ年 四九、八二五圓

算出の基礎

は乗用自動車に於ては一八、六八八圓、貨物及乗合自動車に於ては一、一、一三七圓計一二九、八二五圓の利益となれり。

駐 一臺一杆當經費の算出は前掲の通り。

自動車數	一日交通車臺數	短縮時間	延短縮時間	一時間一臺當利益	一ケ年利益額
448	120	0.4 時間	1.95 時間	0.70 円	49,831 円
計					99,862 円

右の如く本改良區間を走行する自動車數は（乗用自動車、貨物及乗合自動車を含む）一日四八八臺なり

今本路線の路面改良に因り短縮し得る運轉時間を、

○・四時間と算定するときは、延短縮時間一九五時間となり、一時間一臺當の利益を七〇錢とする時は

此れが一ヶ年の利益四九、八二二圓となれり。

此れが一ヶ年の利益四九、八二二圓となれり。

註 一時間一臺當利益額の算出は前述の通り。

(三) 沿線地價騰貴に因る賃貸料増收の利益

一ヶ年 一四二、四二五圓

算出の基礎本路線の改良に因り、沿線地價騰貴に伴ひ賃貸料金の増收せるもの次の如し。

土地値上推定金額		賃貸料増收年額		摘要		
値上面積	値上額	上家ノ内債賃料増收	賃貸料増收額			
三九、九九五 <sup>甲</sup>	二〇	四、七九九〇 <sup>甲</sup>	一、四九、九七〇	八%	二五、二七〇	大阪市内
一、五六、六〇〇	七	一、〇、六、一〇〇	二九、二四〇	〃	一七、五五元	布施町地内
一四、一、一〇〇	三	四、三、五四〇	八四、七〇八	〃	六、七七元	意岐部村地内 玉川村
一、八、一〇〇	二	五、四、一〇〇	五、四一〇	〃	二、九二三	英田村 枚岡村 地内
計		六、六、八、八〇〇			一四二、四二五	

即ち一ヶ年の利益一四二、四二五圓となれり。

註 値上面積は路幅の一〇倍とす。

右(一)(二)(三)の合計 三三三、〇七二圓

其他金額に算出し得ざる利益

一、健康保険上の利益

一、沿線工業地帯としての發展化

一、輸送能力の増大

一、中河内郡楯津村陸軍飛行場と大阪市の連絡の圓滑による利益(軍事上)